

富山駅観光総合案内所運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

富山駅観光総合案内所運営業務の受託候補者について、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるもの。

※ 本プロポーザルは、富山県、富山市及び公益社団法人とやま観光推進機構（以下、「機構」という。）の令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務です。したがって、議会等において当初予算が成立しない場合は、委託契約は締結しないものとします。なお、契約しなかった場合においても、プロポーザル参加者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については一切補償しません。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務

富山駅観光総合案内所運営業務委託

(2) 業務内容

別紙1 「富山駅観光総合案内所運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ ただし、令和8年度における受託者の業務遂行状況が優良と認められる場合には、委託者の財務状況などを勘案のうえ、両社の合意に基づき、令和9年度の予算の範囲において、令和10年3月末日までの1年間に限り契約期間を延長することができる。

(4) 委託に係る予算上限額（委託限度額）

金 39,250,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

3 参加資格

次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者
- (3) 提案内容を確実に遂行できる十分な執行体制及び企画立案能力を有している者（提案内容により、旅行業法に基づく旅行業登録が必要な場合があります。）
- (4) 機構等において行う打ち合わせ等に常時参加できる体制をとれる者
- (5) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遗漏がないこと。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること。
- イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴団員が経営に実質的に関与していると認められること。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

4 参加申込手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記により「参加申込書」（様式第1号）及び「法人等の概要・規模」（様式第2号）を電子メールで提出してください。

(1) 提出先

「11 提出及び問合せ先」のとおり

※ 電子メール送信後、上記提出先へ必ず電話で到着確認をお願いします。

(2) 提出期限

令和8年2月20日（金）17時（必着）

(3) その他

参加申込後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問票」（様式第3号）により、電子メールで提出してください。

(1) 提出先

「11 提出及び問合せ先」のとおり

※ 電子メール送信後、上記提出先へ必ず電話で到着確認をお願いします。

(2) 質問受付締切

令和8年2月25日（水）正午12時（必着）

(3) 回答

令和8年2月27日（金）までに、参加申込者全員に電子メールで回答します。

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込んだ者は、以下のとおり企画提案書等を提出してください。

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル企画提案書（様式第4号）

② 法人等の概要・規模（様式第2号）

③ 同種業務実績（様式第5号）

過去に履行した同種業務実績のうち、主なものを3件まで記入してください。

④ 業務実施体制（様式第6号）

業務の実施体制についての考え方を記載してください。

⑤ 業務の企画・提案（任意様式）

業務仕様書の業務内容や審査項目に基づき、各業務の考え方、企画提案を具体的に記載してください。また、観光庁「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（令和5年3月＜改訂版＞）における外国人観光案内所のカテゴリー3の認定条件を満たしていることが分かるように記載してください。

⑥ 経費見積書（委託期間に係る概算経費見積）（任意様式）

委託限度額の範囲内における、本委託業務の実施に伴う全ての経費（消費税及び地方消費税含む）を内訳が分かるように記載してください。設備及び備品に要する経費は対象外とします。

⑦ 直近3ヶ年の決算書

(2) 提出方法

電子メールにて提出してください。

(3) 提出先

「11 提出及び問合せ先」のとおり

※ 電子メール送信後、上記提出先へ必ず電話で到着確認をお願いします。

(4) 提出期限

令和8年3月3日（火）正午12時（必着）

(5) 提出された企画提案書等の取扱い

① 提出された企画提案書等は、審査の結果に関わらず返却しないものとします。

② 提出された企画提案書等の著作権は、公募型プロポーザル参加者に帰属します。
ただし、受託候補者の選定に必要な範囲で複製を作成する場合があります。

③ 提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。なお、
提出された企画提案書等に虚偽の記載をした場合、当該提案は、無効になります。

④ 提出された企画提案書等は、情報公開の請求により開示することができます。

7 審査

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、機構に提出された企画提案書等及びプレゼンテーション審査により、企画内容、本業務を確実に遂行できる執行体制及び企画立案能力、経費見積の妥当性等について総合的に評価し、最も高い評価を得た者を本業務の受託候補者として選定します。

(2) プrezentationの日時等（予定）

① 期 日 令和8年3月10日（火）14時～

② 場 所 富山県民会館 706

③ その他 詳細については、本プロポーザル参加者に別途連絡します。

(3) 評価基準

別紙2「受託候補者の審査項目及び審査基準」のとおり

(4) 審査結果

後日、本プロポーザル参加者に対し、電子メールにて採否のみ通知します。審査結果に対する異議申し立てはできないものとします。

8 受託候補者選定後の手続き

(1) 契約について

機構は、受託候補者から見積書を徵取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、委託料の限度額を定め、受託候補者と本業務の委託契約を締結するものとします。

また、本業務に係る業務仕様書は、受託候補者が提出した企画提案書等を基本とし、機構と受託候補者との協議により決定するものとします。なお、協議が整わなかつた場合は、「7 審査」において次点の評価を得た者と協議を行うこととします。

(2) 契約保証金

本業務の契約者は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の額を契約保証金として、契約と同時に納付しなければなりません。ただし、富山県会計規則第75条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合があります。

9 スケジュール

2月20日（金）17時	参加申込締切
2月25日（水）正午	質問受付締切
3月3日（火）正午	企画提案書等提出締切
3月10日（火）14時	プレゼンテーション審査
3月中旬	審査結果通知
4月1日（水）	契約締結

10 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加者の負担とします。
- (2) 次に掲げる提案は無効とします。
 - ① 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ② 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- (3) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (4) 当事業は、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があります。

11 提出及び問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県庁舎南別館2階

公益社団法人とやま観光推進機構 吉原

電話 076-441-7722 / FAX 076-431-4193

E-mail : kanko-kanri@info-toyama.com